

いつも NAVI API 3.0 サービス利用条件

第1条（本条件の適用）

本条件は、ZDC が提供する本サービス（次条第（1）号に定める）を利用する、お客様と ZDC との間に適用されるものとし、お客様は本サービスの利用にあたり本条件に同意するものとします。

第2条（定義等）

本条件で使用する用語の解釈については、本条件の他の条項で定めるほか、次の各号に定める定義に従うものとします。

- (1) 「本サービス」とは、ZDC が提供するサービス『いつも NAVI API 3.0』をいい、以下を含むものとする。
 - ① 地図機能及び検索機能から構成され、本件情報（本条第（12）号に定める）の提供を実現する機能
 - ② 本件情報
 - ③ アプリケーションプログラミングインターフェイス（更新版を含む）
 - ④ コンピュータプログラム
 - ⑤ マニュアルサイト（本条第（10）号に定める）
 - ⑥ 関連するドキュメント等の印刷物、電子文書
- (2) 「オプション機能」とは、前号①の各機能のうち、ZDC が、正当な権利を有する第三者（以下「サードパーティ」）から利用許諾を得ている本件情報を表示させる機能であり、お客様が本サービスとして追加的に利用を希望する機能をいう。
- (3) 「アカウント」とは、お客様が本サービスの各機能を利用するにあたり共通で必要となる認証情報であって、設定申込書（本条第（8）号に定める）に基づき ZDC がお客様に付与する企業 ID、クライアント ID、秘密鍵及びパスワードをいう。
- (4) 「登録情報」とは、お客様の名称、所在地、連絡先、担当者、再許諾先（本条第（6）号に定める）の情報、利用目的、対象サイト等（次号に定める）、利用を希望するオプション機能その他アカウントの取得又は本サービスの利用に必要な情報をいう。
- (5) 「対象サイト等」とは、本サービスを利用して本件情報を配信する、お客様又は再許諾先の Web サイト、アプリケーション及びサービス等を指すものとし、設定申込書又は本サービス申込書（本条第（9）号に定める）に記載されるものをいう。
- (6) 「再許諾先」とは、お客様の顧客等、対象サイト等の運営元をいう。
- (7) 「サイトユーザ」とは、法人・個人を問わず、インターネットその他の通信手段を用いて対象サイト等を閲覧・使用（端末機器を問わない）する者をいう。
- (8) 「設定申込書」とは、本サービスを利用するために必要なアカウントを ZDC からお客様に発行するために、お客様が提出する、ZDC 所定の書面又は電子文書をいい、マニュアルサイトに掲載されるものをいう。
- (9) 「本サービス申込書」とは、本サービスの採用を、お客様において決定した際に、お客様から ZDC に提出する書面又は電子文書をいう。

- (10) 「マニュアルサイト」とは、本条件、地図閲覧規約（本条第（13）号に定める）、設定申込書、API 仕様（次号に定める）、機能一覧、その他お客様への通知事項等を含む、これらを閲覧することができる Web サイトをいう。
- (11) 「API 仕様」とは、本サービスの説明、本サービスの各機能を利用するうえで必要な ZDC の技術情報を記載した API 仕様等をいい、マニュアルサイトに掲載され、提供されるものをいう。
- (12) 「本件情報」とは、お客様又は再許諾先が本サービスを利用することにより対象サイト等にて表示される地図データ、検索データ又は情報等をいう。
- (13) 「地図閲覧規約」とは、サイトユーザに遵守させることを目的として ZDC が規定しマニュアルサイトに掲示する規約をいい、対象サイト等に掲載することを義務づけられたものをいう。
- (14) 「PV」とは、ページビューの略称であり、対象サイト等において本件情報が表示された回数を表したものをいう。なお、PV のカウント条件等については、マニュアルサイトに定めるものとする。
- (15) 「知的財産権」とは、特許権、実用新案権、意匠権、著作権、商標権その他の知的財産に関して法令により定められた権利又は法律上保護される利益に係る権利をいう。

第3条（アカウントの登録及び契約の成立）

1. お客様は、本サービスの申し込みを行う前に、ZDC に対し登録情報を記載した設定申込書を提出し、アカウントを取得するものとします。
2. 本サービスに関する契約（以下「本契約」）は、お客様が本条件に同意のうえ本サービス申込書の必要事項（前項で取得したアカウントを含む）を記載して ZDC に提出し、これに対し ZDC からお客様に承諾する旨の書面又は電子文書（以下「承諾書」）を提出することにより成立するものとします。

第4条（利用許諾）

1. ZDC は、第 16 条に定める本契約の有効期間中、お客様に次の各号の事項を行う権利を許諾するものとします。
 - (1) 対象サイト等において本サービスを利用できるようにすること
 - (2) 対象サイト等を通じてサイトユーザに本件情報を閲覧及び使用させること
 - (3) 再許諾先に対し前二号の事項を行う権利を許諾すること
 - (4) 本条第（1）号及び第（2）号の行為を第三者に委託すること
2. お客様は、前項第（3）号又は第（4）号の場合、お客様の責任において再許諾先又は委託先に本契約に定める諸条件（ロイヤリティに関する条件を除く）と同等又はこれより再許諾先又は委託先にとって厳しい条件を受諾させ、且つ遵守させるものとします。

第5条（ロイヤリティ）

ロイヤリティ及び支払方法については本サービス

申込書及び承諾書で合意された内容に従うものとします。

第6条（保証）

ZDCは、本サービスがマニュアルサイトに従って利用される限りにおいて、本サービスが正常に受けられるよう合理的な努力をするものとします。お客様は、明示又は黙示の有無にかかわらず、本サービスはZDCが保有する現状のままお客様に提供されるものであり、本サービスのエラーやバグ、不具合、中断、論理的誤り、誤作動、現状との不一致、知的財産権の侵害、その他の契約不適合がないこと、お客様の特定の目的に適合すること、有用性（有益性）、セキュリティの万全性について一切保証されていないこと、ZDCが本サービスの修正又は改良義務を負っていないことを承諾します。

第7条（遵守事項等）

1. お客様は、本サービスを利用する際には以下の事項を遵守するものとし、又、第4条第1項第（3）号又は第（4）号の場合には、再許諾先又は委託先に遵守させるものとします。
 - （1）アカウントを適切に保管・管理し、明示的にその利用が許諾されていない第三者に利用させないこと
 - （2）対象サイト等以外で利用しないこと
 - （3）本契約で許諾されている場合又はZDCが事前に書面で承諾した場合を除き、方法の如何を問わず、本サービスの全部又は一部を第三者に利用させないこと
 - （4）本サービスを格納する、ZDCのサーバ（以下「ZDCサーバ」）に負荷がかかるような、サイトユーザの一時的なアクセス集中が生じる可能性がある場合、ZDCに対し少なくとも14日前までに通知を行うこと
 - （5）本サービスの全部又は一部について次の行為を行わないこと
 - ① 著作権法上で許容される場合を除く複製（印刷を含む。以下同じ）、転記、抽出、加工、改変、翻訳、翻案（フォーマット変換を含む。以下同じ）、送信その他の利用
 - ② 逆コンパイル、逆アセンブルその他リバースエンジニアリング等の解析行為
 - （6）本サービスを利用した自動的な連続測位（移動経路情報の連続的な測位）とマップマッチング機能（本件情報を利用して、GPS等で観測した現在地の緯度・経度情報の誤差を補正する機能）を組み合わせて行う経路案内、経路誘導を目的としたリアルタイム音声案内、あるいはルルート（自動的なルート検索の再実施）等のいずれかをを用いたナビゲーション機能を設けないこと
 - （7）本サービスのジオコーディング機能を用いて緯度経度情報を付与した施設情報等を、第三者に販売しないこと
 - （8）本件情報に含まれる駐車場データを、駐車場の価格比較目的等のマーケティング関連業務に使用しないこと
 - （9）地図閲覧規約（その改訂版を含む。以下同じ）を

対象サイト等に表示し、且つ、サイトユーザに同規約を承諾させたいえ、対象サイト等を閲覧、利用させること（但し、お客様又は再許諾先の社内向けサイト等、不特定多数のアクセスが不可能となる対象サイト等で本サービスを利用する場合を除く）

- （10）地図閲覧規約で許諾されている場合を除き、サイトユーザが、本件情報の全部又は一部について本項第（5）号に該当する行為をしたこと又はするおそれがあることを知った場合、直ちにこれをZDCに通知し、ZDCの指示に従うこと
 - （11）ZDCの指示に従い、必要な出所表示を対象サイト等に行うこと
 - （12）ZDCの指示に従い、本サービスを利用するにあたり、必要な情報提供又は報告を行うこと
 - （13）オプション機能から得られる本件情報の利用がある場合、現在又は将来において、サードパーティからの要求事項があれば、これに従うこと。なお、サードパーティの要求事項は、ZDCからお客様に対し別途書面等により通知する
 - （14）監督官庁の指示、指導及び関係法令等を遵守すること
 - （15）知的財産権、肖像権、パブリシティ権、プライバシー、信用、人格権など他人の権利を侵害し、又これらの権利侵害を助長しないこと
 - （16）法令で禁止され、又は違反する、若しくは違反するおそれのある態様での利用をしないこと
 - （17）武器、兵器として利用される目的のあるもの、生命、身体又は財産に重大な危険を及ぼすおそれのあるもの、犯罪を誘発する、又は誘発するおそれがあるもの、公序良俗に反するものに本サービスを利用しないこと
2. お客様は、本サービスのうちオプション機能から得られる本件情報を利用する場合は、本条件の他、添付別紙1の各利用条件を遵守するものとします。

第8条（お客様の責任）

1. お客様は、本サービスの契約主体として、再許諾先、委託先及びサイトユーザに提示する利用条件に従って、これらの者に本サービスを提供する責任と義務を負います。
2. お客様が本契約に違反し又は従わないことにより、本サービスに関連して、サイトユーザ又は第三者とのトラブル、クレーム、紛争等が生じた場合の対応は、その一切をお客様の責任と費用において行うものとします。なお、本項により、ZDCに損害が生じる場合は、ZDCに対しその損害を賠償するものとします。
3. お客様は、本サービスに不具合等を発見した場合は、速やかにZDCに通知を行うものとします。

第9条（メンテナンス）

1. ZDCは、次の各号のいずれかに該当する場合、本サービスの全部又は一部を中断できるものとします。
 - （1）火災、地震、洪水、停電、労働争議、不正アクセス行為、法令等に基づく強制的な処分、国、地方自治体、その他の公共機関又はそれに準ずる機関

による本サービスの提供中止等の要請、その他 ZDC が合理的に管理できない事由により本サービスを提供できなくなった場合又はそのおそれがある場合

- (2) 本サービスを格納する ZDC サーバの定期保守・点検を行う場合
 - (3) ZDC の設備の保守・点検を緊急に行う必要がある場合
 - (4) 対象サイト等の運用サーバ又は本件情報の供給元のサーバの障害等により本サービスを提供できなくなった場合
 - (5) 前各号の他、やむを得ず本サービスの一時中断が必要であると ZDC が判断した場合
 - (6) お客様がロイヤリティの支払いを遅延し ZDC の催告にかかわらず当該遅延が是正されない場合
 - (7) 前号の他、お客様の責に帰すべき事由により本サービスの提供に著しい支障をきたし又はそのおそれがある場合
2. ZDC は、前項により本サービスの全部又は一部を中断する場合、可能な限り事前にお客様に通知するよう努めるものとしますが、緊急時その他やむを得ない場合は当該通知をすることを要しないものとします。
 3. お客様は、予期しない障害に備えて、お客様のデータ又はプログラムのバックアップコピーを作成及び保存するものとします。
 4. ZDC は、本条により本サービスの全部又は一部を中断した場合、その中断に起因してお客様又は第三者が被った損害については、何らの責任も負わないものとします。
 5. 本条第 1 項第 (1) 号、第 (4) 号、第 (5) 号、第 (6) 号及び第 (7) 号に該当するときは、何ら責任を負うことなく ZDC が本契約を解除することを妨げるものではないことを、お客様は承諾するものとします。

第 10 条 (補償)

1. ZDC は、本契約に明示される場合を除き、自己の責に帰すべき事由によりお客様に損害を与えた場合、直近 1 年間に於いて現実に受領済のロイヤリティ (初期費は含まない) を限度として、お客様が当該事由に直接起因して現実に被った通常の損害に限り、損害を賠償するものとします。
2. 前項の規定は、債務不履行、不当利得、不法行為その他法律上の請求原因の如何にかかわらず適用されるものとします。

第 11 条 (権利の帰属等)

1. 本サービスに関連する知的財産権及びノウハウ等の一切 (これらを利用した発明、考案、意匠の創作又は二次的著作物等を含む) の権利は ZDC 又は ZDC に権利を許諾する第三者に帰属するものとします。
2. お客様は、前項の知的財産権及びノウハウ等の一切について、本契約に定める範囲を超えて使用又は利用してはならず、本サービスを利用する為に必要な限度で非独占的な使用又は利用権を与えられるものとします。

第 12 条 (通知)

1. ZDC は、お客様への通知を、電子メール、マニュアルサイトへの掲示その他の別途 ZDC が適切と判断する方法により実施することとします。
2. ZDC が、お客様への通知をマニュアルサイトへの掲示の方法により行った場合、ZDC が掲示を行った時をもってお客様に対する通知が完了したものとみなします。
3. ZDC が、お客様への通知を、電子メールにより行った場合、当該通知は、当該電子メールが ZDC から発信された時点でお客様に到達したものとみなします。なお、お客様は、ZDC から通知された当該電子メールが文字化け等により解読不能な場合は、直ちに ZDC に連絡し、その内容について ZDC に確認を求めるものとします。
4. ZDC が、登録情報に記載される通知先に対して通知を行い、通知から 15 日以内に当該通知において指定した ZDC の連絡先への連絡を求めたにもかかわらず、お客様が当該期間内に ZDC に対し連絡を行わない場合、当該期間の経過をもってお客様への通知が完了したとみなすことができるものとします。なお、お客様が ZDC に対し連絡をしなかったことにより、お客様、再許諾先、委託先又は第三者が損害を被ったとしても、ZDC は一切の責任を負わないものとします。

第 13 条 (登録情報の修正及び変更)

1. お客様は、登録情報に修正・変更がある場合は、ZDC が別に定める届出方法により事前に登録情報の修正・変更を行うものとします。なお、お客様による修正・変更にあたり、ZDC はその事実を証明するための公的な書類等を求める場合があります。
2. 登録情報に修正・変更があるにもかかわらず、ZDC に前項の届出がなされない場合の、ZDC からの通知については、ZDC が届出を受けている登録情報への通知をもって、お客様への通知を行ったものとみなします。

第 14 条 (秘密保持義務)

1. お客様及び ZDC は、本契約に関連して知った相手方の秘密情報を、相手方の事前同意なく、第三者に開示・漏洩しないものとします。
2. お客様は、自己の秘密情報を、書面その他の有体物を提供することにより ZDC に開示する場合には、当該有体物に秘密情報である旨を表示するものとし、有体物の提供以外の形態で開示する場合には、開示前又は開示の際に適切な方法で当該情報が秘密情報である旨を ZDC に明示するものとします。
3. 前二項の定めにかかわらず、次の各号のいずれかに該当する情報は秘密情報ではないものとします。
 - (1) 相手方の秘密情報を知った時点で既に合法的に知得していたか若しくは公知となっていた情報
 - (2) 相手方の秘密情報によらず、独自に開発・作成した情報
 - (3) 第三者から秘密保持義務を負うことなく合法的に入手した情報

4. お客様及び ZDC は、相手方から開示を受けた秘密情報の使用の必要性が失われた場合、理由の如何を問わず本契約が終了した場合、又は相手方からの要求があった場合には、相手方の指示に従い、速やかに当該秘密情報を含む資料、物品等、及びそれらの複製物を返還又は破棄若しくは消去するものとします。
5. 本条第 1 項及び第 2 項の義務は、①本サービスに関し ZDC がお客様に提供することがある技術上の秘密情報については本条第 3 項各号のいずれかに該当する迄、②その他の秘密情報については、書面で別段の合意をした場合を除き、各秘密情報を知った時から 3 年間存続するものとし、この期間中に本契約が終了した場合も同様とします。
6. 本条第 1 項及び第 2 項にかかわらず、お客様及び ZDC は、相手方の秘密情報を、本契約履行の為に知る必要のある自己又は自己の親会社若しくは子会社の役員、従業員又は顧問弁護士等に限り開示できるものとします。但し、自己が本契約に基づき負担する秘密保持義務と同等の義務を、課すことを条件とします。
7. 本条第 1 項、第 4 項及び前項の規定は、お客様及び ZDC 間で取り交わされる個人情報についても、本契約有効期間中又はその終了後を問わず、適用されるものとします。但し、お客様及び ZDC は、当該個人情報を特定の個人を識別できないよう加工し、且つ、当該個人情報を復元することができないようにした情報については、法律に従い利用及び第三者に提供することができるものとします。
8. 前項の定めにかかわらず、お客様は、お客様又はサイトユーザが本サービスにおいて任意に個人情報の入力をした場合、当該個人情報は ZDC による管理の対象外であることに同意するものとし、ZDC は当該個人情報及びその管理に関して生じたトラブルに対して一切責任を負わず、お客様の責任においてこれに対処するものとします。

第 15 条 (ZDC が行う本契約の解除)

1. ZDC は、お客様が次の各号の一に該当する場合は、お客様に対する何らの事前の通知又は催告なしに直ちに本契約の履行を停止し、契約の解除をすることができるものとします。なお、当該解除に関連して ZDC に損害が生じた場合（弁護士費用、その他の費用を含む）、当該損害の賠償をお客様に請求することができるものとします。
 - (1) 本契約に違反し、当該違反状態が ZDC からの通知後 15 日以内に是正されないとき
 - (2) 登録情報が事実と反していることが判明したとき
 - (3) 監督官庁より営業の許認可又は免許の取り消し、業務停止命令その他本契約の履行を困難にする処分を受けたとき
 - (4) 手形又は小切手が不渡り、支払停止又は支払不能状態となったとき
 - (5) 差押、仮差押、競売、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始又は特別清算開始の申し立てがあったとき
 - (6) 公租公課の滞納処分を受けたとき
 - (7) 解散の決議があったとき
 - (8) ZDC に重大な危害又は損害を及ぼしたとき

- (9) 法令に違反したとき
 - (10) その他信用状態が著しく悪化し、本契約上の義務の履行が困難になるおそれが生じ、又は本契約を継続し難い事由が発生したとき
2. お客様が前項各号の一に該当した場合、直ちに ZDC に対する一切の金銭債務全般につき、期限の利益を失い、直ちに全額を支払うものとします。
 3. お客様の責に帰すべき事由により本契約が解除された場合、既払いのロイヤリティは、返還されないものとします。

第 16 条 (有効期間)

1. お客様は、本サービス申込書に定める利用期間中、本サービスを利用できるものとし、本契約の有効期間は、当該本サービスの利用期間と同一とします。なお、本サービス申込書において、自動更新の定めをした場合は、本契約の有効期間満了日の 2ヶ月前までに、ZDC が別に定める方法に従い、お客様から ZDC に対し期間満了日をもって本契約を終了する旨の通知がない限り、本契約は同一条件をもってさらに 1 年間継続し、以後も同様とします。
2. お客様は、本契約を有効期間中に解約しようとするときは、解約を希望する日の 2ヶ月前までに、ZDC が別に定める方法に従い、解約の申し入れを ZDC に行うものとします。なお、ZDC の責によらない本契約の解約については、本契約に記載される月額利用料 1ヶ月分（月額利用料のうち、月間 PV 数により算定される利用料については、当該月間 PV 数の最低レンジに記載されるロイヤリティの 1ヶ月分）を支払うことにより、解約することができるものとします。
3. ZDC の責によらない事由により、お客様が本契約を解約した場合、既払いのロイヤリティは返還されないものとします。

第 17 条 (契約終了時の措置)

1. 第 6 条（保証）、第 8 条（お客様の責任）、第 10 条（補償）、第 11 条（権利の帰属等）、第 14 条（秘密保持義務）、第 15 条（ZDC が行う本契約の解除）、第 16 条（有効期間）、本条、第 18 条（反社会的勢力の排除等）及び第 19 条（一般条項）その他その性質上本契約終了後も存続すべき規定は、本契約終了後も存続するものとします。
2. お客様は、事由の如何を問わず本契約が終了した場合、直ちに次の各号の措置をとるものとします。
 - (1) 本サービスの利用を終了すること
 - (2) サイトユーザに対する本件情報の配信又は提供を終了すること
 - (3) 対象サイト等の運営サーバに本サービスを受ける為にした設定を消去すること
 - (4) ZDC の指示に従い、本サービスを返還又は破棄若しくは消去すること

第 18 条 (反社会的勢力の排除等)

1. お客様及び ZDC は、自己又は自己の役員若しくは従業員が、現在及び将来にわたって、次の各号のいずれにも該当しないことを確約します。
 - (1) 暴力団、暴力団員、暴力関係団体又は関係者、そ

- の他反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という。）であること
- (2) 反社会的勢力と何らかの取引をしていること
 - (3) 反社会的勢力と親密若しくは不適切な関係又は社会的に非難される関係を有していること
2. お客様及びZDCは、自己又は第三者を利用して、次の各号のいずれの行為も行わないことを確約します。
- (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引先に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、業務を妨害する行為
 - (5) 反社会的勢力に名義を利用させる行為
 - (6) その他前各号に準ずる行為
3. お客様及びZDCは、相手方が本条第1項又は第2項に違反した場合、何らの催告をすることなく、直ちに本契約を解除できるものとします。
4. お客様は、自己が本条第1項又は第2項に違反した場合、直ちに、ZDCに対する金銭債務全額につき、ZDCからの通知を要することなく期限の利益を失い、その全額を支払うものとします。
5. お客様及びZDCは、本条第3項により本契約を解除した場合、これにより相手方に生じた損害について何らの責任も負わないものとします。

2017年3月29日 制定
2024年2月1日 最終改訂

第19条（一般条項）

1. お客様は、本契約に基づきZDCに対して有する権利又はZDCに対して負う義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保に供してはならないものとします。
2. 本契約は、本契約で規定する事項に関するお客様及びZDC間の合意の全てを規定したものとし、両者の書面による合意のない限り、他のいかなる条件にも優先するものとします。
3. 本契約の成立、効力、解釈及び履行については、日本国法に準拠するものとします。
4. 本契約に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。
5. 本契約に定めのない事項及び解釈上疑義の生じた事項については、必要に応じてお客様とZDCとの間で協議のうえ定めるものとします。

第20条（本条件等の変更）

1. ZDCは、マニュアルサイトへの掲載その他ZDCが適当と判断する方法でお客様に通知することにより、いつでも本条件、API仕様又は地図閲覧規約（以下総称して「本条件等」）を変更することができるものとします。但し、本条件等の重要な内容を変更する場合は、事前にお客様に対し通知を行うものとします。
2. 前項の場合、ZDCが別途定める場合を除き、お客様には変更後の本条件等が適用されるものとします。
3. お客様は、本条に従った変更を承諾しない場合は、速やかにZDCに書面で通知することにより、本契約を解約できるものとします。

別紙 1

■ akippa 株式会社の提供する『駐車場情報 (akippa)』(以下「駐車場情報」)の利用がある場合

お客様は、駐車場情報の利用にあたり、以下の各号のいずれかに該当する行為をしてはならないものとします。

- (1) 駐車場情報又は駐車場情報から得られる情報を駐車場情報と競合するサービスのために使用する行為
- (2) 駐車場情報を販売その他有償で提供する行為
- (3) akippa 株式会社及びその他の第三者の知的財産権、肖像権、プライバシーの権利、名誉、その他の権利又は利益を侵害する行為 (かかる侵害を直接又は間接に惹起する行為を含む)
- (4) 駐車場情報について逆アセンブル、逆コンパイル、リバースエンジニアリング、その他の方法でソースコードを解読する行為
- (5) コンピュータウイルスその他の有害なコンピュータプログラムを含む情報を送信する行為
- (6) 駐車場情報に関し利用しうる情報を改ざんする行為
- (7) akippa 株式会社が定める一定のデータ容量以上のデータを駐車場情報に関連して送信する行為
- (8) akippa 株式会社による駐車場情報の提供を妨害するおそれのある行為
- (9) その他、akippa 株式会社が不適切と判断する行為

■ 株式会社ゴーゴーラボの提供する『価格付きガソリン情報 (gogogs)』の利用がある場合

お客様は、本条件第7条で定める、本件情報の出所表示として、以下を付すものし、その表示位置や表示態様についてはZDCの指示に従うものとします。

「情報提供 gogo. gs」

■ 国際航業株式会社の提供する『避難所情報 (PAREA)』(以下「避難所情報」)の利用がある場合

お客様は、ZDCが別途提示する避難所情報に係る利用約款(以下「利用約款」)をサイトユーザに提示し、これを遵守させるものとします。なお、利用約款の記載場所・内容・文章表現その他詳細については、協議のうえ、決定するものとします。

■ 株式会社ぐるなびの提供する『グルメ情報 (フルデータ)』及び『グルメ情報 (加盟店版)』(以下総称して「グルメ情報」)の利用がある場合

お客様は、本条件に加え、ZDCが別途提示するグルメ情報に係る利用条件に定める事項を遵守するものとします。

以上